

小山市中小企業販路開拓事業助成金について

Q：対象者はどのようなものですか？

A：市内に事業所を有して申請時に1年以上事業を営む中小企業者となります。

Q：対象事業はどのようなものですか？

A：自社新製品・自社技術を展示会に出展する事業になります。

Q：国外の展示会へ出展する事業も補助対象事業となりますか？

A：補助対象事業となりますので、申請ができます。

Q：補助対象経費はどのようなものですか？

A：展示会が国内で開催される場合と海外で開催される場合とで異なります。

国内で開催される展示会等：出展料、展示装飾費、輸送費となります。

海外で開催される展示会等：出展料、展示装飾費、輸送費、渡航費、役務費となります。

Q：補助率はどれほどですか？

A：展示会が国内で開催される場合と海外で開催される場合とで異なります。

国内で開催される展示会等：対象経費の1/3以内(限度額30万円)になります。

海外で開催される展示会等：対象経費の1/3以内(限度額50万円)になります。

Q：申請期限はありますか？

A：展示会の終了後60日以内に申請をお願いいたします。

Q：提出書類中の法人登記簿謄本は写しを提出してもよろしいですか？

A：法人登記簿謄本の写しをご提出ください。